小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第８６号

北海道帯広市西21条南３丁目25番地４、再生計画認可時の住所北海道中川郡幕別町札内あかしや町61番地の74
再生債務者　福原　敬一（再生計画認可時の姓　平尾）
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年２月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年７月24日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２０年（再イ）第２号

群馬県沼田市下之町828番地20
再生債務者　番場　信夫
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年８月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年７月23日
前橋地方裁判所沼田支部個人再生係

平成２０年（再イ）第１０２号

大津市小野318番地
再生債務者　西村　浩司
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年12月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年７月24日
大津地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第１９号

宮城県宮城郡利府町森郷字蓮沼35番地２
再生債務者　大谷　浩貴
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年７月20日
仙台地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第５００１号

北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目13番11―402号
再生債務者　内野　沢香
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年７月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第７号

愛知県海部郡大治町大字長牧字向29番地の１
再生債務者　山内　一憲
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月17日から平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再ロ）第２５号

北海道江別市大麻元町154番地の５　大麻ＫＱ101号室
再生債務者　新野日出幸
１　決定年月日時　平成24年７月24日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月28日から平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１００６３号

東京都西東京市住吉町１―６―４
再生債務者　山口　昌男
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月31日から平成24年９月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００６４号

千葉県松戸市新松戸５―１　新松戸中央パークハウスＢ―1103
再生債務者　野老　一彦
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月31日から平成24年９月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第５号

新潟市北区太夫浜新町１丁目29番32号
再生債務者　伊藤真理子
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月31日から平成24年９月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第２号

滋賀県草津市西矢倉３丁目６番10―11号
再生債務者　大槻　　忍
１　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月20日まで
４　一般異議申述期間　平成24年９月３日から平成24年９月10日まで
大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号

愛知県豊田市若林東町沖田88番地　富士マンションＢ―510号
再生債務者　鈴木　国男
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年８月14日まで
平成24年７月24日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再ロ）第３５号

大阪府東大阪市新庄３丁目20番14号
再生債務者　森沢　孝至
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年８月21日まで
平成24年７月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号

鹿児島県志布志市有明町野井倉1804番地１　ハーレーハイツＥ棟
再生債務者　永田　　健
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年８月21日まで
平成24年７月24日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第１０１０６号

埼玉県所沢市元町28―９―2402
再生債務者　川村　久信
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成24年７月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第５号

島根県雲南市大東町大東下分473番地４
再生債務者　山本　秋彦
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成24年７月24日　　松江地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 24 年８月１日　　埼玉県教育委員会
１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
⑴清水　　毅、埼玉県、東京都教育委員会
高等学校教諭１種免許状（外国語（英語））
⑵飯高　　洋、東京都、大阪府教育委員会
ア　中学校教諭１級普通免許状（美術）
イ　高等学校教諭２級普通免許状（美術）
⑶飯高　　洋、東京都、埼玉県教育委員会
ア　小学校教諭２種免許状
イ　養護学校教諭２種免許状
２　失効年月日　平成24年７月24日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当